

[優秀賞]

# それでも被告人はやってない

辻 亮 大阪弁護士会・62期

## はじめに

控訴します！——周防正行監督の映画『それでも僕はやってない』の最後のシーンである。私の担当した事件の判決宣告の日。有罪判決を聞いていた私の脳裏にこの最後のシーンが浮かんでいた。

『それでも僕はやってない』は、痴漢冤罪事件を取り上げ、現実の刑事裁判を忠実に再現した映画である。私にとっては思い出のある映画である。それまで、刑事裁判をあまり見たことなかった私は、この映画に衝撃を受けた。決してハッピーエンドで終わることのない刑事司法の現実を知った。一方で、徐々に被告人と信頼関係を築き、一体となり、熱心に弁護活動をする弁護人の姿にあこがれた。

弁護士3年目のとき、私も、この映画と同じような事件を担当した。単独での初めての否認事件であった。そして、「疑わしきは罰する」という刑事司法の現実を痛感する苦い思い出となった。

私がこの映画に出てくる弁護人と同じように悩み、被告人と闘った事件を紹介する。

## 事案の概要

事案は、2011(平成23)年9月下旬の午後6時50分頃、被告人が駅のホームで女子高生のスカートの下に携帯電話を近づけて、盗撮しようとしたことが「卑わいな言動」にあたるという迷惑防止条例違反の事件である。被告人の携帯電話には盗撮画像がなかったことから、盗撮行為の既遂とはならなかった。

被告人は、無職の30代の男性である。京都府で一人暮らしをしていた。

被告人は、事件当日、京都駅にある家電量販店にパソコンを見るために、自宅から京都駅に向かった。被告人は、前日の夜から徹夜をしていたため、電車

に乗った途端に寝てしまい、気づいたときには、電車が別の駅にとまっていた。後でわかったことだが、奈良県の駅まで来ていた。被告人は、寝過ごしたことに気づき、すぐにその駅で下車した。被告人は、京都方面に引き返すために別のホームに移動した。しかし、すぐに電車が来なかったため、階段に座った。被告人が座ったのは、2階のコンコースから1階のホームに下りる階段であった。被告人は、ホームの下から3段目、ホームから見て左端に座った。階段には、下方3段目から10段目付近までプラスチックボードが手すりに取り付けられていた。3段目より下は、プラスチックボードがなく、階段側からホーム側へ手を差し出すことが可能な構造であった。

被告人は、階段で電車を待っている間、寝ぼけた状態で携帯電話を見ていた。被告人は、家電量販店が閉店するまでに間に合うだろうかなどと考えながら、携帯電話を手を持ったまま、腕を組んだり、頭を抱えたりするなどしていた。

被告人のちょうど真横のホーム上には女子高生が立っていたが、被告人は気づかなかった。

被告人は、ふと電光掲示板を見ると、京都方面に向かう電車がかかるホームではないと気づいた。被告人は、コンコースに向かうため、小走りに階段を駆け上がった。すると、被告人の背後から、駅員が近付いて来た。被告人は、当初、キセル乗車が見つかったのだろうかなどと考え、かかわることがわずらわしいと思い、駅員から逃れるように小走りに立ち去ろうとした。ところが、駅員は、「シンコクがありまして……」などと言って、執拗に追いかけてくるので、被告人は、だんだんと、自分が痴漢犯人か何かだと間違われていると思い、怖くなって駅員を振り切ろうとした。そのときの被告人の脳裏には、「痴漢に間違えられたら、駅長室について行ってはいけません」というテレビのコメンテーターの言葉が浮かんでいた。

結局、被告人は、駅員に追いつかれ、捕まってしまった。被告人は、気持ちが悪くなったことから、駅務室に行く途中、トイレに行きたいと言った。被告人がトイレの個室に入ってドアを閉めようとしたところ、駅員はドアに手を挟んで、ドアを閉めさせないようにしてきた。駅員は、被告人がトイレで証拠隠滅を図ろうとしていると考えているようであった。被告人が、駅員と押し問答をしていたところ、通報を受けた警察官が数名来た。被告人は、今度は、警察官らと押し問答になったが、結局、無理矢理個室から連れ出された。そして、被告人は、警察官らに駅長室まで連行され、逮捕された。

## 初回接見でのやりとり

ある日、事務所に接見依頼の手紙が来た。手紙の主は、奈良県の警察署に留置されていた。大阪の事務所からは遠方ではあるが、手の空いていた私は、奈良まで行き、手紙の主と接見をした。

私が会った被告人は、やせ型で、髪はぼさぼさ、眼鏡の奥の眼光が鋭いのが印象的であった。一見ただけで犯人だと疑われても仕方ないようすであった。被告人は、話が長く、回りくどかった。私に見せた被疑者ノート(当番弁護士が被疑者ノートを差し入れていた)には、紙面にぎっしりと細かな文字が書かれていた。初回接見での被告人の印象は、粘着質で頑固なタイプ。この被告人の弁護をするのは苦勞しそう、そう思った。

ところで、被告人には、盗撮の前歴が2犯あった。いずれも、すぐに事実関係を認めて、在宅事件となっていた。2件目は、被害者と示談もして起訴猶予となっていた。しかし、本件については、被告人は、自分は一切やっていないという。被告人は、自分は無実であり、冤罪であると切実に訴えてきた。

被告人から聞いた事案の概要は前述のとおり。しかし、被告人の話には、不自然なところはいくつかあった。たしかに、被告人が乗った京都駅に向かう電車が、奈良の駅に行くことはあった。しかし、被告人が乗った時間帯には、途中の駅で別の電車に乗り換えなければならない。被告人は、乗り換えたところについては覚えていないという。また、犯行態様とされる場面については、寝ぼけていて、はっきりとは覚えて

いないとのことであった。

私は、上記の被告人の供述に加えて、被告人が駅員に追いかけて逃げるような行動に出ていることや、同種前歴があることも考慮すれば、被告人の供述が信用されず、無罪主張をすることは難しいと考えた。そもそも、私自身も、被告人が犯人ではないかと内心想っていた。しかし、同時に、私の脳裏に尊敬する弁護士の言葉が浮かんだ。刑事弁護人の資質の1つとして、共感力が必要である。共感力とは被告人に騙されることも含むものである。私は、被告人が犯人であることに半信半疑であったが、まずは、被告人を信じてみようと思い、弁護を引き受けた。

## 捜査段階の弁護活動

さらに被告人の話聞いていくと、本件には目撃者が2人いるようであった。ひとは、乗客の女性。もうひとは、乗客の女性の申告を受けて被告人を追いかけた駅員。この時点で、目撃者らの供述内容ははっきりとはわからなかったものの、被告人を有罪にする証拠は、2つの目撃供述であることがわかった。

そこで、捜査段階における被告人に対するアドバイスは、黙秘。当然、供述調書も作らない。これに尽きると考えた。もし、目撃者の供述が不明確であれば、証拠不十分等により、あわよくば不起訴もありうると考えた。

そして、不当な供述をとられないように、毎日のように接見に行くようにした。法律援助を使っていたが、事務所の別の弁護士にも複数選任で入ってもらって、交替で接見をした。事件当日の行動を詳しく聞いたが、やはり被告人が犯人かもしれないという私の疑いはぬぐえなかった。相変わらず、被告人は話が長く、回りくどかった。ただ、話は根気強く聞いた。その甲斐もあって、勾留延長後には、被告人と冗談を言いあえるぐらいの関係になっていた。

ところが、勾留延長も間近に迫ったある日、接見に行ったところ、被告人のようすがおかしかった。被告人は、突然、事実を認めれば、どうなるのかと執拗に聞いてきた。「事実を認めれば、略式罰金になってすぐに出られる。否認を貫いたら、勾留が長くなるうえに、懲役刑になって得なことは何もない」などと同房者から言われたようだった。自分はたしかにやっ

ていないが、裁判しても意味がないのであれば、認めたほうがよいのではないか。「先生どうせ私がやっていると思っているんでしょ」という被告人の言葉にドキッとした。被告人に心を見透かされたようだった。『それでも僕はやってない』では、無実を訴える主人公を前に、当番弁護士が、認めれば、略式罰金で早く出られると自白を勧めるような説明をする場面がある。その場面が私の脳裏に浮かんだ。

私は、被告人と話し合った。本当にやっていないのであれば、認めるべきではないことを丁寧に伝えた。被告人は、家族の話をした。幼少の頃、おばあちゃん子で、おばあちゃんにかわいがってもらっていたこと、そのおばあちゃんが今、病状が悪化しているということであった。祖母の最期に立ち会いたい。被告人の痛切な願いであった。

このとき、私は、この人は本当にやっていない、私は何があっても被告人のことを信じようと思った。被告人のために最後まで全力で弁護する、そう固く決意した瞬間だった。まだ検察官の処分がどうなるかはわからない。もし起訴されても、あなたのために最大限の弁護をする。私は、そのことを伝えた。被告人は、しばらく考えた後、やっぱりやっていないので、闘いますと静かに答えた。

## 起訴後の弁護活動——証拠の検討

被告人は、その後、頑張って黙秘を続けた。しかし、被告人の頑張りも虚しく、ふたを開けてみれば、公判請求されてしまった。公判請求後、接見に行った際、被告人は、先生と一緒に頑張りますと言ってくれた。

公判請求された以上、無罪を主張して闘わなければならない。実行行為性と故意を争うことになった。証拠を検討した結果、やはり検察官立証の核は、乗客の女性と駅員の目撃供述であった。被害者とされる女子高生は、被告人の行動にまったく気づいておらず、後から駅員に事情を説明されてから、盗撮されそうになっていたことがわかったと供述していた。

乗客の女性は、被告人の行動を2回目撃していた。1回目は、階段をコンコースからホームに向かって降りる途中に、被告人がスタンガンのような物を女子高生に向けているというもの。物体の先端がピカッ

と光ったことから、スタンガンだと思ったと供述していた。2回目は、階段を降りてから、ホーム上において、被告人を見たところ、腕を組んでいた被告人が、突然黒い物体を女子高生に向けた。じっくり見ると携帯電話であったというもの。乗客の女性は、2回目撃したことから、盗撮犯に間違いないと思い、近くにいた駅員に申告をした。

一方、駅員は、乗客の女性の「盗撮をしている人がいる」という申告を受けて、被告人とは反対側のホームから、被告人のほうを見た。すると、被告人が携帯電話を女子高生のほうに向けているのを目撃した。そこで、被告人のほうに向かって声をかけようとしたところ、被告人が突然、階段を駆け上がったので、追跡したということであった。

## 起訴後の弁護活動——証拠の収集

本件での弁護のポイントは、2つ。①被告人の座っていた位置から、女子高生のスカートの下を撮影できるのか。②目撃者である乗客の女性と駅員の目撃供述は信用できるのか。

まず、被告人が事件当時持っていた携帯電話を見るために検察庁に行った。ある程度の操作はさせてもらえたが、証拠物であるため、写真を試し撮りすることなどはさせてもらえなかった。そこで、被告人が事件当時、持っていた携帯電話と同じ機種の携帯電話を購入した。スライド式の携帯電話であったので、どの部分が光るのか、携帯電話のどこにカメラがあるのか、写真を撮影するまでにどのような操作をしなければならぬかなどを徹底して調べた。その結果、携帯電話をスライドして、待ち受け画面を開くと、画面が白く光ることがわかった。また、待ち受け画面から、写真撮影モードにするまでには、5、6回ボタンを押すなどの操作をしなければならぬことがわかった。写真を撮影するときには、カシャという音がすることもわかった。

乗客の女性が見たピカッとした光は、待ち受け画面であると考えられた。そうすると、被告人は、画面を上に向けていたことになる。被告人が持っていた携帯電話は、画面とは反対側にカメラがついていた。女子高生に近づけていたという携帯電話が上を向いていたのであれば、盗撮の具体的な行動とはいえない

くなる。また、待ち受け画面から、写真撮影モードまでの操作に手間がかかるのであれば、乗客の女性がそのようなすを目撃していてもおかしくはないが、そのような供述はなかった。そして、女子高生は、ホームで待っている間、カシャという音も何も聞いていなかった。

次に、現場に何度も足を運んだ。そして、現場で犯行再現をすることにした。『それでも僕はやってない』でも、犯行再現をすることで、新たな事実が判明していた。同じように犯行再現をすることで何かつかめるかもしれない。事務所の他の弁護士の協力を仰いで、現場において、犯行再現をすることにした。

捜査段階においても現場には行っていた。そのときは、駅のホームとはいえ、端にある階段であったことから、人通りが少なく感じた。被告人が犯人であると半信半疑であったこともあり、人に見つからずに盗撮しようと思えばできるなと感じた。

しかし、再現のときには、被告人がいた時間帯と同じ時間帯にあわせた。帰宅ラッシュの乗客がたくさんいた。このような場所で盗撮しようとは思わない。そう感じた。また、被告人の座っていた位置から、女子高生の立っていた位置までは、かなりの距離があった。被告人が精一杯腕を伸ばせば、かろうじて女子高生のスカートの下あたりに携帯電話の先端がくる程度であった。これでは、盗撮しようがないと感じた。

捜査機関は、乗客の女性の立ち会いのもと、目撃状況について2回実況見分をしていた。乗客の女性は、1回目に目撃した位置について、最初の再現と2回目の再現で異なった説明をしていた。私たちの再現の結果、女性の乗客が1回目に目撃した位置では、被告人の手や腕は、見方によっては、被告人の体が死角になって見えないことが判明した。2回目の再現の位置では、被告人の腕や手のようすがはっきりと見えた。また、最初と2回目とで女子高生が立っていた位置も違っていた。2回目のほうは、被告人が座っていた階段より立っていたのである。乗客の女性の供述は、捜査機関の誘導により、歪められている可能性が十分に考えられた。

次に駅員の目撃した位置からでは、もし、被告人が女子高生のスカートの下の方に手を向けていたのであれば、被告人の体が死角になって、被告人の

手や腕の位置がはっきりと見えないことが判明した。

やはり現場検証で得られた収穫は大きかった。再現結果は報告書にして証拠請求した。

## 起訴後の弁護活動——証人尋問

公判では、乗客の女性と駅員の供述調書を不同意とし、2人を尋問することになった。

乗客の女性の反対尋問のポイントは、目撃状況がいかに曖昧であったかと、捜査段階からの不自然な供述の変遷を示すことにあった。目撃状況の曖昧さを強調するために、被告人の行為について、あえてオープンに詳細に聴いた。目撃位置の変遷についても明らかにした。すべてうまくいったわけではないが、尋問のなかで、乗客の女性は、女子高生のスカートの丈がひざ上数センチはあるミニスカートのように短かったと証言した。女子高生の事件直後の写真では、スカートの丈はひざのあたりまでであった。矛盾証言である。乗客の女性は、被告人を犯人と思うあまり、過剰な証言をしたのだと思われた。また、被告人が近づけていた携帯電話の画面が上を向いていたことも明らかにできた。

駅員の反対尋問の弾劾のポイントは、乗客の申告により、被告人を盗撮犯と思い込んだだけであること、実際は、被告人の手をはっきり目撃していないことを明らかにすることにあった。主尋問において、駅員は、被告人が女子高生のスカートの下付近に携帯電話を近づけたことを証言した。しかし、駅員が立ち会った実況見分調書の再現写真によれば、被告人役の捜査官の手は、女子高生のお尻の辺りにあり、スカートの下とは到底言えなかった。駅員に再現写真を示したところ、駅員は、しばらく黙ってしまった。反対尋問はまずまず成功した。内心そう思った。

しかし、一番悩んだのは、被告人質問であった。被告人の供述は、やはり不自然なところが多々存在する。被告人の供述が信用できないことのゆえに、証人の信用性が相対的に高まるという判断だけは避けたかった。被告人質問をしないという選択肢も考えた。

結果的には、被告人質問をすることにした。やはり無実を主張する被告人には、供述してもらうべきだと考えた。被告人と何度も打合せをして、被告人の理

解のもと、被告人質問をすることにした。被告人は、立派に供述をした。被告人は、検察官の反対質問にも耐えた。

被告人質問において、前歴のことについてもあえてふれた。前歴の時は、ビデオを鞆に隠し持って盗撮するという態様であったことから、本件とは態様が違うことを明らかにした。そして、前歴では、事実を素直に認めていたことも供述してもらった。

また、携帯電話を示し、裁判上の検証をした。待ち受け画面から撮影モードにするために、いかに操作を要するかを明らかにした。

そして、被告人の最終陳述。被告人は、自分が無実であることを切々と述べた。「保釈で出たときには、ばあさんは、もう死んでたんですよ」という被告人の最後の言葉が耳に残った。

## 判決とその後

被告人を罰金30万円に処する。

判決の主文は被告人にとって、残酷なものであった。判決の内容は、やはり、被告人の供述が不自然であり、信用できない一方で、証人は信用できるというものであった。人間誰も常に合理的な行動をするわけではない。この経験則は、裁判官には通用しなかった。私は、裁判官が読み上げる判決内容を聞きながら、隣に座っている被告人を見ることができなかった。私の脳裏には、『それでも僕はやってない』の最後のシーンが浮かんでいた。

刑事裁判は決して甘くはない。「疑わしきは罰する」という現実。判決宣告後、呆然としていた私に、被告人は、控訴したいと言った。当然だと思った。

しかし、私は、目の前の被告人の無実を明らかにできなかった。控訴して弁護できるだろうか。私のその気持ちを察するように、被告人は、私にこう言った。先生はここまで私を信じて、必死に頑張ってくれた。これからも一緒に頑張ってもらいたい。

私は、今まで被告人を励まし続けてきた。起訴後、何度も保釈請求をして、却下されては、次こそ頑張ろうと励ましてきた。ところが、このときばかりは、被告人から励まされることになった。被告人との真の信頼関係とはこういうことかなと思いながら、被告人の言葉をかみしめた。そして、気持ちを入れ直して、控訴に臨むことを決意した。

## さいごに

被告人は、控訴をした。控訴審では、被害者とされた女子高生に接触しようとしたが、だめだった。被告人の立ち会いのもと、もう一度、現場の再現をした。報告書にして事実取調べ請求をした。結果は、控訴棄却であった。

しかし、この結果は予想できた。なぜなら、被告人は、控訴審が始まる前に、またしても女子高生を盗撮しようとして逮捕されたからである。被告人は、事実を認めて、略式罰金となっていた。完全な負け戦であった。

控訴中にまた同種の行為をするなんて。控訴していた事件もきつとやっていたのだろう。誰しもそう思うかもしれない。本当のところは、私は、被告人に騙されていたのかもしれない。真相は、被告人と神のみぞ知るである。

しかし、私は、「それでも被告人はやってない」と思っている。被告人は、秋から冬にかけて極寒となる拘留所での生活を余儀なくされた。被告人は、祖母のもとにすぐに向かいたいという気持ちを抑え、ずっと耐えていた。並大抵の精神力ではないと思う。被告人は無実だからこそ、耐えたのだと思う。

『それでも僕はやってない』の後日談があるなら、やはり主人公には無罪になってほしい。でも、現実には厳しい。私の今回の経験は、私の血となり肉となり、これからの弁護活動を支えていくことになると思う。

(つじ・りょう)